

採用試験についてのよくある質問にお答えします

志願について①

Q：今年度採用試験で変更された点は何ですか。

A：受験年齢制限の引き上げ等、受験資格に一部変更があります。出願する際P. 2の受験資格をよく読み出願してください。

志願について②

Q：小学校志願者です。「小学校・特別支援学校小学部」に志願すればよいのでしょうか？

A：そのとおりです。小学校志願者は「小学校・特別支援学校小学部」に志願してください。同様に、中学校志願者は「中学校・特別支援学校中学部」に、高等学校志願者は「高等学校・特別支援学校高等部」に志願してください。

志願について③

Q：小学校及び特別支援学校の普通免許を所有しています。「小学校・特別支援学校小学部」に志願する場合と、「特別支援学校」に志願する場合の違いは何ですか？

A：「小学校・特別支援学校小学部」に志願する場合は、小学校教諭の普通免許状が必要です。特別支援学校の普通免許状を所有していることを受験資格とはしていません。試験は、小学校の試験を受験していただきます。同様に、「中学校・特別支援学校中学部」「高等学校・特別支援学校高等部」に志願する場合は、中学校又は高等学校の志願教科の普通免許状が必要で、特別支援学校の普通免許状を所有していることを受験資格とはしていません。試験は、中学校又は高等学校を受験していただきます。

特別支援学校に志願する場合には、特別支援学校の普通免許状に加えて小学校、中学校、高等学校のいずれかの普通免許状が必要です。試験は、特別支援学校の試験を受験していただきます。

志願について④-1

Q：特別支援学校を志願したいのですが、中学校及び高等学校英語の普通免許状のみ所有しており、特別支援学校の普通免許状は所有していません。志願できますか？

A：できません。特別支援学校に志願する場合には、特別支援学校の普通免許状に加えて小学校、中学校、高等学校のいずれかの普通免許状が必要です。

志願について④-2

Q：では、「中学校・特別支援学校中学部」に志願した場合には、特別支援学校での勤務を希望できますか？

A：「中学校・特別支援学校中学部」に志願した方は、中学校での名簿登録となります。特別支援学校中学部への配置については、名簿登録後（第2次試験に合格した者）に意向を確認の上、各学校の欠員の状況に応じて決定しますので、希望どおりにならない場合もあります。「小学校・特別支援学校小学部」「高等部・特別支援学校高等部」の場合も同様です。

第1次試験の一部試験免除について①

Q：一昨年（平成30年度試験）の採用選考試験で第1次試験に合格し、昨年度（平成31年度試験）は前年度1次合格による一部免除を受け、第1次試験に合格したのですが、第2次試験で不合格となり名簿登録されませんでした。今年度（令和2年度試験）も前年度第1次試験合格者として一部試験免除の対象になりますか？

A：なりません。昨年度（平成31年度試験）に前年度第1次試験合格者の特例により受験された方は、令和2年度採用選考試験においては、一部試験免除の対象にはなりません。

第1次試験の一部試験免除について②

Q：平成27年度は非常勤講師（週12時間）、平成28年度、29年度、30年度は常勤講師として勤務していました。一昨年（平成30年度試験）は講師等経験者による一部免除を受けましたが不合格となり、昨年（平成31年度試験）は京都府内常勤講師等特例による一部免除を受けましたが、不合格となりました。今年度も、免除の対象となりますか？

A：なりません。対象条件にあてはまる場合であっても、第1次試験の一部免除を3年度連続して受けることはできません（連続2年度まで）。したがって、今年度（令和2年度試験）は、全ての試験を受験してください。

第1次試験の一部試験免除について③

Q：4月30日から7月20日まで常勤講師（又は非常勤講師）をしていた場合、任用月数は何か月と考えればよいのでしょうか？

A：任用月数は、1日でも任用されていれば1か月と考えますので、4か月となります。

第1次試験の一部試験免除について④

Q：平成26年4月から平成27年12月まで、A中学校で週12時間の非常勤講師をしていました。平成28年度は、4月から1年間A中学校で週8時間の非常勤講師と、9月から3月の7か月間B中学校で週5時間の非常勤講師をしていました。このような場合、一部試験免除の対象になるのでしょうか？

A：お問い合わせのケースでは、平成26年度と平成27年度に21か月間、平成28年度は2校併せて週10時間以上の非常勤講師をされていた期間が7か月間あるので、通算すると28か月間となりますが、非常勤講師は2年で1年と換算するため、通算48か月間が必要となりますので「京都府内講師等特例」の対象外となります。

※出願手続き時に提出していただく勤務証明書に記載された内容によって、一部試験免除の対象となるかを判断します。

第1次試験の一部試験免除について⑤

Q：TOEICで900点を取得しており、第1次試験の一部試験免除を希望しています。第1次試験筆記試験当日に証明できる書類の原本を忘れた場合、免除を受けられないのでしょうか？

A：受けられません。免除を受けずに、専門試験を受験していただきます。外国語（英語）免除希望者は、英語の検定等を実施する団体が発行する資格証明書又は資格を証明できる書類の写しを出願時に提出していただくとともに、試験当日に原本を提示し、その確認によって、一部試験免除の対象とします。

第1次試験の一部試験免除について⑥

Q：京都府内での講師経験はありますが、同一の校種・教科（科目）ではありません。「京都府内講師等特例」には該当しないのでしょうか？

A：該当します。「京都府内講師等特例」では講師経験が「同一の校種及び教科（科目）、職種」である必要はありません。よって、年数の条件を満たしていれば問題ありません。

第1次試験筆記試験の終了について

Q：第1次試験筆記試験は午前中に終わりますか？

A：第1次試験筆記試験は、小論文と一般教養試験を続けて行い、休憩を挟んだ後に専門教科試験を実施します。一部試験免除の対象者ではなく、全ての試験を受験する場合は12時40分に終了する予定です。一部試験免除対象者のうち、一般教養試験を免除する場合は、専門教科試験の時間を繰り上げて行います。

その他①

Q：名簿掲載されても、採用されないことはあるのですか？

A：名簿登載は採用を約束するものではなく、採用の必要が生じた場合、順次この名簿の中から採用されることとなります。欠員の状況によっては、名簿登載となった校種及び教科（科目）以外で採用となることもあります。なお、昨年度は、本人が採用を辞退したり、採用に必要な資格、免許を取得できなかった場合等を除き、全員採用されています。

その他②

Q：採用候補者名簿登載者が、合格した校種・教科（科目）と同一の専修免許状取得を目的に大学院等に進学する場合又は在籍している場合は、名簿登載期間を最大2年間（令和4年4月1日まで）延長することができるのでしょうか、大学院等には大学の専攻科も含まれますか？

A：専修免許状の取得を目的として、大学の専攻科に進学される場合も、特例措置の対象となります。また、大学推薦特別選考による名簿登載者も対象となります。

その他③

Q：民間企業の正社員や常勤講師の経験があります。採用時の給与はどれくらいですか？

A：経験の内容や期間に応じて、増額されます。例えば、採用時の年齢が35歳、大学卒業後、民間企業で正社員として3年、学校で常勤講師として10年の経験があり、扶養家族2人（配偶者と子ども1人）があり、賃貸住宅（家賃8万円）に居住し、自動車通勤（3km）の方であれば、約405,000円となります。（小・中・義務教育学校教諭、地域手当5.4%の場合）

その他④

Q：加点措置における日本人学校での勤務経験については、同じ学校で3年の勤務が必要なのでしょうか？

A：過去5年以内に、海外の日本人学校で勤務した経験が合計して3年以上あれば、国や学校が違っていても問題ありません。

その他⑤

Q：任期付職員の採用について、くわしく教えてください。

A：育児休業又は配偶者同行休業を取得する教職員の代替として、それぞれの休業の取得期間の範囲内で「任期付職員」を任用します。

別途年度末に任期付職員の採用選考試験を実施する予定ですが、教員採用選考試験の第1次試験に合格し、第2次試験で不合格となった方については、希望すれば「任期付職員」の採用候補者としての基準を満たすものとして「任期付職員採用選考試験」の筆記試験及び面接試験を免除します。

なお、希望された場合であっても、任期付職員として採用されるためには「任期付職員採用選考試験」に応募いただき、採用候補者名簿に登載される必要があります。採用候補者名簿に登載された方の中から、必要な校種、教科、勤務地等の条件を考慮して任用することになりますので、名簿登載をもって必ず採用されることを約束するものではないことにご注意ください。

また、この名簿登載は、臨時的任用職員（いわゆる講師）への登録や任用、来年度の教員採用選考試験の受験や教員としての採用を妨げるものではありません。

研修システム

(1) 初任者研修

京都府では採用後、初任者研修を実施しています。勤務校における研修、京都府総合教育センターでの教科・領域に係る研修、体験活動研修等を通して、実践的指導力、幅広い知見等の育成に努めています。

(2) 京都府総合教育センターにおける研修講座

教員としての資質能力の系統的な伸長と実践的指導力の向上を図ることを目的に、経験に応じた基本研修、より高い専門性を身に付けるための専門研修等、様々な研修講座を実施しています。

(3) 長期派遣研修

上記の研修以外にも、より専門的な知識や理論を修得していただくため、国の研修機関、大学・大学院等への派遣も行っています。

給与及び勤務時間等

(1) 初任給（新卒の場合）

平成31年4月1日現在、小・中・義務教育学校教諭、地域手当5.4%の場合

修士課程修了者 専門職学位課程修了者	約255,000円
大学卒業生	約235,000円
短期大学卒業生	約209,000円

※このほか、通勤手当、扶養手当、住居手当、部活動手当等が要件に応じて支給されます。

期末・勤勉手当（ボーナス）は、年2回支給されます。

※採用前に職歴等を有する場合は、その内容・期間に応じて増額されます。

(2) 勤務時間等

勤務時間は1日7時間45分（1週38時間45分）です。

週休日は土曜日及び日曜日です。

休暇には、年次休暇20日（採用1年目は15日）、結婚休暇、産前・産後休暇（各8週間）、夏季休暇等があります。

福利厚生等

公立学校の教職員は採用された日から、「公立学校共済組合」の組合員の資格を取得し、医療保険や年金制度、人間ドック等の健康管理・増進事業等様々な厚生サービスを受けることができます。

また、「ホテルルビノ京都堀川」（京都市）等全国の公立学校共済組合の宿泊・保養施設や公立学校共済組合直営病院施設も利用できます。

過去の試験問題の閲覧等

過去5年分（平成27年度試験～平成31年度試験）の筆記試験問題等について、京都府府政情報センターにおいて、閲覧及びコピー（有料）をすることができます。（郵送による取扱いも行っています。）

《京都府府政情報センター》

京都府庁旧本館 1階（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）

電話 075-414-4242

利用時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）